

# 悼む

## 名実とも「天皇家の執事」

上皇・上皇后両陛下に平成8（1996）年から侍従長として10年半仕え、その後も令和2（2020）年まで宮内庁参与を務めた。

渡辺氏の曾祖父千秋は、明治末から大正初めに宮内大臣として代替わり儀式に貢献した。また父昭は、昭和天皇の学友であり、皇室も強い関心を持たれたボーイスカウト運動に学習院在学中から晩年まで尽力している。

自身は東京大を卒業後、長らく外務省に勤め、上皇ご夫妻が皇太子時代に米国訪問された際に世話役を務めた縁もあり、請われて宮内庁へ移った。

まことに温和な人格者であったが、外国からの皇室に対する無理な要求や不当な批判には毅然と対処した。



—内藤絵美撮影

私は平成10（98）年に皇室研究者の高橋紘氏との共著「皇位継承」を出した前後から何度も招かれ、いろいろな話を承る機会に恵まれた。

とりわけ印象が深いのは、11年前に70歳手前では、世界した高橋氏をしのぶ会で来賓あいさつをした渡辺氏が、別室でしみじみ語ったことである。その一端は著書「天皇家の執事」（文春文庫版）の後書きに記されている。そこで提起された皇族女子の切実な問題は、今こそ解決しなければならぬと思われ。

この本のタイトルは、名実ともに「執事」として平成の両陛下に奉仕した本懐を示すものと言えよう。

宮内庁で奥に徹する侍従長を退任後は、マスコミや一般の求めに応じて上品な「皇室の語り部」を務め、国民と皇室のつなぎ役を果たされたことにも改めて感謝したい。

（京都産業大名誉教授・所功）

令和4年3月21日 毎日新聞 朝刊

## 渡辺 允「皇室の将来を考える」文春文庫版の後書き(抄)『天皇家の執事 侍従長の十年半』

振り返ってみると、私が侍従長としてお仕えしていた期間のほとんどは、皇位継承をめぐる問題が常に緊迫した課題として存在し続けていました。天皇陛下は、十年以上にわたって、この問題で深刻に悩み続けられました。天皇陛下の背負われた責任感の重みと、お悩みの深さは、我々には想像すらできないものだったと思います。そのお悩みによって、陛下は夜お寝になれないこともありました。そのような陛下の様子を心配なさって皇后さまもお悩みになりました。もちろん、両陛下とも、そういうお悩みを表に現すようなことは一切なさいませんでした。

それが、現在では、現行の皇室典範の下で、皇太子さま、秋篠宮さま、秋篠宮家の悠仁さまが、次の次の世代まで皇位を継承なさること落ち着いた状況になっています。

私は、この段階では、それでいいのだと思います。いずれにせよ我々の世代は、皇位継承の問題について、一旦、国論が分裂する時代を招いて、国民皆が納得する結論を得ることに失敗したわけです。従って、この問題は、将来の世代の人たちに、それぞれの時代の状況に応じて対応してもらっていいことに期待する以外にあり得ないと思っています。

現在、それとは別の次元の問題として、急いで検討しなければならない課題があります。

それは、現行の皇室典範で、「皇族女子は、天皇及び皇族以外の者と婚姻した時は、皇族の身分を離れる」（第12条）と規定されている問題です。

紀宮さまが黒田慶樹さんと結婚なさった時、皇族の身分を離れて黒田清子さまとなられたように、現在の皇室典範では、内親王さま、女王さま方が結婚なさると、皇室を離れることになっています。もし、現行の皇室典範をそのままにして、やがて、すべての女性皇族が結婚なさるとなると、皇室には悠仁さまお一人しか残らないということになってしまいます。

皇室は国民との関係で成り立つものです。天皇皇后両陛下を中心に、何人かの皇族の方が、両陛下をお助けになる形で手分けして国民との接点を持たれ、国民のために働いてくださる必要があります。そうでなければ、皇室が国民とは遠く離れた存在になってしまうことが恐れられます。

そこで、例えば、内親王さまが結婚されても、新しい宮家を立てて皇室に残れることが可能になるように、皇室典範の手直しをする必要があると思います。それに付随して、いろいろな問題がありますが、まず仕組みを変えなければ将来どうしようもない状況になってしまいます。秋篠宮家のご長女の眞子さまが今年（平成二十三年）十月に成年になられたことを考えると、これは一日も早く解決すべき課題ではないでしょうか。

繰り返しになりますが、この問題は皇位継承の問題とは切り離して考えるべきで、皇室典範の皇位継承に関する規定は現状のままにしておけばよいのです。仮に、将来、結婚された後も皇室に残られた女性皇族の方にお子さまがお生まれになった場合に、その方に皇位継承権があるかどうかは、将来の世代が、その時の状況に応じて決めるべき問題です。我々には、その世代の手を縛る資格はないと思います。

平成二十三年十月

渡辺 允